

竹下守夫名誉教授略歴(平成九年一月一日現在)

昭和七年	五月二十八日	東京府荏原郡(現大田区)で出生	同三十四年	四月六日	司法修習の課程修了
		父 竹下嘉言 母 同マサ	同三十四年	四月七日	立教大学法学部専任講師に任ぜられる
同十四年	四月一日	東京府荏原郡第二延山小学校入学	同三十四年	四月七日	立教大学法学部専任講師に任ぜられる
同十九年	九月一日	愛知県碧海郡高浜町吉浜国民学校に転学	同三十四年	四月二日	東京大学大学院社会科学研究所博士課程入学
同二十年	三月三十一日	同 卒業	同三十八年	三月十五日	法学博士(東京大学)の学位を授与される
同二十年	四月一日	東京都立第一中学校入学	同三十八年	三月三十一日	東京大学大学院社会科学研究所博士課程修了
同二十三年	四月一日	東京都立日比谷高等学校に編入	同三十八年	四月一日	立教大学法学部助教教授に昇任
同二十六年	三月三十一日	同 卒業	同四〇年	八月二十四日	アレキサンダー・フォン・フンボルト財団給費研究生としてドイツ連邦共和国マールブルグ大学及びケルン大学に留学(昭和四二年一月二〇日まで)
同二十八年	四月一日	東京大学教養学部文科一類入学	同四四年	四月一日	立教大学法学部教授に昇任
同二十九年	一月二十八日	東京大学法学部進学	同四五年	三月三十一日	立教大学を依願退職
同三十年	三月三十一日	司法試験第二次試験合格	同四五年	四月一日	一橋大学法学部助教教授に任ぜられる
同三十年	四月一日	東京大学法学部卒業			
同三十年	四月一日	東京大学大学院社会科学研究所修士課程入学			
同三十二年	三月三十一日	同 修了			
同三十二年	三月三十一日	法学修士の学位を授与される			
同三十三年	四月七日	第一期司法修習生に任ぜられる			

同	四七年	三月一日	一橋大学法学部教授に昇任	同	六三年	七月一日	日独共同シンポジウム「西洋法の日本化」における報告及び資料収集のため、ドイツ連邦共和国、連合王国等に海外研修（昭和六三年八月一日まで）
同	四九年	一月五日	アレキサンダー・フォン・フンボルト財団の招聘により、ドイツ連邦共和国ケルン大学「訴訟法研究所」においてドイツ民事訴訟法学の動向調査のため海外研修（昭和五〇年一月四日まで）	同	二年	五月一日	一橋大学法学部長に任ぜられる（平成四年四月三〇日まで）
同	五三年	一月六日	カナダ国モントリオール連邦地方裁判所に鑑定証人として出頭するため海外研修（昭和五三年一月二日まで）	同	六年	九月四日	アレキサンダー・フォン・フンボルト財団の招聘により、フライブルグ大学法学部「ドイツ及び外国民事訴訟法研究所」において研究のため海外研修（平成七年一月二日まで）
同	五四年	二月七日	一橋大学評議員に併任される	同	七年	四月二日	国際交流基金派遣日本研究専門家として、中国社会科学院法学研究所、上海社会科学院法学研究所を訪問するため海外研修（平成七年五月十七日まで）
同	五七年	六月四日	一橋大学評議員を解除される	同	八年	三月三日	一橋大学を停年により退官
同	五八年	一月一日	一橋大学学生部長に任ぜられる（昭和六〇年一月三一日まで）	同	八年	四月一日	一橋大学名誉教授の称号を授与される
同	五九年	二月一日	民事法学研究連絡委員を委嘱される（昭和六三年三月三一日まで）	同	八年	四月一日	駿河台大学法学部教授に任ぜられ、現在に至る
同	六一年	二月九日	ヨーロッパ諸国及びアメリカ合衆国における民事訴訟の理論及び立法の動向につき調査・研究のため海外研修（昭和六一年四月二十五日まで）	同	六二年	八月五日	
同	六二年	八月五日	第八回世界訴訟法会議出席等のためオランダ王国、ドイツ連邦共和国、アメリカ合衆国に出張（昭和六二年一月四日まで）				

〔受賞等〕

アレキサンダー・フォン・フンボルト財団研究賞受賞（平成五

年)
中国西南政法大学名誉教授の称号を授与される(平成七年)

〔他大学併任・非常勤講師〕

①北海道大学法学部講師(併任)(昭和四八年七月一六日より

同年八月三日まで)

②新潟大学人文学部講師(併任)(昭和五一年六月一日より同

五二年三月三十一日まで及び昭和六〇年一〇月一日より同六一
年三月三十一日まで)

③京都大学法学部講師(併任)(昭和五七年一〇月一六日より

同五八年三月三十一日まで)

④鹿児島大学法学部講師(併任)(昭和五七年一〇月二二日

より同五八年三月三十一日まで)

⑤九州大学法学部講師(併任)(昭和五八年一二月一日より同

五九年三月三十一日まで)

⑥筑波大学講師(併任)(昭和六二年四月一日より同六三年三

月三十一日まで及び平成元年一二月一日より同二年三月三十一
日まで)

⑦学習院大学法学部非常勤講師(昭和四六年四月一日より同四

七年三月三十一日まで及び昭和五〇年四月一日より昭和五一年
月三十一日まで)

⑧立教大学法学部非常勤講師(昭和四八年四月一日より同四九

年三月三十一日まで)

⑨成蹊大学法学部非常勤講師(昭和五四年四月一日より同五七

年三月三十一日まで)

⑩垂細垂大学法学部非常勤講師(昭和五七年四月一日より同五
九年三月三十一日まで)

〔学会活動〕

①民事訴訟法学会理事長(平成二年より平成四年まで)

②同 右 理事(昭和四七年より昭和五三年まで及び
昭和五六年より昭和六二年まで)

③同 右 監事(平成七年より現在まで)

④日本私法学会 理事(昭和六一年より昭和六三年まで)

⑤日独法学会 理事(昭和五一年より昭和五七年まで)

⑥同 右 監事(昭和五七年より現在まで)

⑦金融法学会 理事(昭和五九年より平成八年まで)

⑧東日本アレクサンダー・フォン・フンボルト協会理事(平成

七年より現在まで)

〔政府関係委員会等〕

①法制審議会幹事(昭和四五年より昭和五八年まで)

②同 右 民事訴訟法部会委員(平成八年より部会長)(昭

和五八年より現在まで)

③同 右 強制執行制度部会委員(昭和五八年より現在ま

で)

④同 右 司法制度部会委員(昭和六一年より平成二年ま

で)

⑤同 右 国際私法部会委員(平成六年より現在まで)

⑥同 右 倒産法部会委員(部会長)(平成八年より現在ま

- 1) ⑦ 最高裁判所民事規則制定諮問委員会幹事 (昭和五一年より昭和六一年まで)
- ⑧ 同 右 民事規則制定諮問委員会委員 (昭和六一年より現在まで)
- ⑨ 最高裁判所家庭規則制定諮問委員会幹事 (昭和四九年より昭和六二年まで)
- ⑩ 同 右 家庭規則制定諮問委員会委員 (昭和六二年より現在まで)
- ⑪ 臨時調停制度審議会幹事 [「最高裁判所」] (昭和四六年より昭和四八年まで)
- ⑫ 原子力委員会専門委員 (昭和四七年より昭和五〇年まで)
- ⑬ 司法試験第一次試験考査委員 (昭和五〇年より昭和五六年まで)
- ⑭ 大学設置審議会専門委員 (大学設置分科会) (昭和五四年より昭和六〇年まで)
- ⑮ 不動産取引紛争処理機構検討委員会委員 (昭和五六年より昭和五八年まで)
- ⑯ 外国弁護士問題研究会委員 (座長) (平成四年より平成五年まで)
- ⑰ 国際エネルギー機関紛争解決センター (International Energy Agency, IEA, Dispute Settlement Centre) 仲裁人 [OECD] (平成六年より現在まで)
- ⑱ 法律扶助制度研究会委員 [「法務省」] (座長) (平成八年より現在まで)
- ⑲ 文書提出命令制度研究会 [「法務省」] (座長) (平成八年より現在まで)
- [「学術関係法人役員等」]
- ① (財) 民事紛争処理研究基金選考委員 (昭和六一年より現在まで。平成八年より選考委員長)
- ② (財) 学術振興野村基金選考委員 (昭和六一年より平成二年まで)
- ③ 農協共済仲裁委員会委員 (平成二年より現在まで)
- ④ (財) 社会科学国際交流江草基金選考委員 (平成五年より現在まで。平成八年より選考委員長)
- ⑤ 同 右 理事 (平成八年より現在まで)
- ⑥ (財) 自動車製造物責任相談センター理事 (平成六年より現在まで)
- ⑦ (財) 国際民商事法センター学術評議員 (平成八年より現在まで)